

(参考) 医療施設動態調査における月別集計の取扱いについて

医療施設動態調査に関しては、直近の医療施設の開設・廃止等の状況を可能な限り正確に集計・公表する必要があることから、以下の「調査対象となる月（調査票がどの月の集計に含まれるか）の主なイメージ」に記載のとおり、ある医療施設について実際にいつ開設・廃止等の事由が発生したかにかかわらず、当該医療施設の開設・廃止等について都道府県知事から厚生労働省に調査票が提出された月分として、これを集計・公表している。

(調査の対象となる月（調査票がどの月の集計に含まれるか）の主なイメージ)

1. n月に医療施設について開設・廃止等の事由が発生し、その届出がn月にあった場合
→ (n+1)月 20日までに都道府県が調査票を厚生労働省に提出。これを受け、厚生労働省はn月分として集計・公表。
2. n月に医療施設について開設・廃止等の事由が発生したが、その届出が(n+1)月にあった場合
→ (n+2)月 20日までに都道府県が調査票を厚生労働省に提出。これを受け、厚生労働省は(n+1)月分として集計・公表。
3. n月に医療施設について開設・廃止等の事由が発生したが、その届出が(n+2)月にあった場合
→ (n+3)月 20日までに都道府県が調査票を厚生労働省に提出。これを受け、厚生労働省は(n+2)月分として集計・公表。